

## 連帯保証人となられる方への重要なご説明

### ■連帯保証人とは

連帯保証人とは、借入者が負担する債務について、借入者と連帯して同じ責任を負っていただく保証人のことです。したがって、借入者が債務の返済ができない場合、連帯保証人は直ちに借入者の代わりに債務を返済する義務を負うこととなります。

なお、当組合は、特別な事情等がある場合を除き、「経営者以外の第三者との連帯保証」は求めません。

### ■連帯保証人の特徴について

- ・「まず先に借入者から請求してください」と主張することはできません。これを「催告の抗弁権がない」と言います。
- ・「まず先に借入者の財産から取り立ててください」と主張することはできません。これを「検索の抗弁権がない」と言います。
- ・「連帯保証人の人数均等割りで返済します」と主張することはできません。つまり、各連帯保証人はそれぞれ全額の保証責任を負担することになります。これを「分別の利益がない」と言います。

### ■保証契約の種類について

- ・根保証契約

⇒根保証契約とは、借入者が現在負担している債務および将来負担する債務について、極度額（元本、利息、違約金、損害賠償金等を含む。）・元本確定期日（契約締結日から5年以内）を定めて保証責任を負う契約です。保証期間内に発生した債務であれば、保証期限後であっても保証の対象となります。なお、根保証契約においては、保証した債務全額およびそれに付随して発生する「利息」「遅延損害金」について、極度額を限度に返済していただく義務が発生します。

- ・特定保証契約

⇒特定保証契約とは、保証責任を負う債務が当初より確定されており、その債務のみについて保証責任を負う契約です。なお、特定保証契約においては、保証した債務全額およびそれに付随して発生した「利息」「遅延損害金」について、返済していただく義務が発生します。

### ■連帯保証人に保証債務をご請求させていただく場合について

借入者には、約定の返済期限が到来するまでは、借入金の返済を請求されても請求に応じる必要がないという権利（利益）があります。これを「期限の利益」と言います。一方で、借入者と当組合が締結した農協取引約定書等では、次のような場合に、借入者は「期限の利益」を喪失し、一括で返済していただく義務が生じる旨が規定されています。したがって、借入者が「期限の利益」を失い、債務を返済できない場合、連帯保証人は経営に実質的に関与していても、直ちに借入者の代わりに債務を返済する義務を負うこととなります。

#### 1. 当組合から通知や催告がなくても当然に期限の利益を喪失する場合

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 借入者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申立てたとき、あるいは自ら営業の廃止を表明したときなど、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。
- (4) 借入者または保証人の貯金その他組合に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。なお、保証人の組合に対する債権の差押等については、組合の承認する担保を差し入れる旨を借入者が遅滞なく組合に書面にて通知したことにより、組合が従来どおり期限の利益を認める場合には、組合は書面にてその旨を借入者に通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことに基づき既になされた組合の行為については、その効力を妨げないものとします。
- (5) 行方不明となり、組合から借入者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

#### 2. 当組合からの請求によって、借入者の期限の利益を喪失する場合

- (1) 借入者が組合または他の債権者に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。
- (3) 借入者が組合との取引約定に違反したとき。なお組合へ提出する財務状況を示す書類または組合への報告に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたときを含む。
- (4) 保証人が前記1. (2)または2. の各項目の一つにでも該当したとき。
- (5) 前の各項目に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (6) 借入者または保証人が次のいずれかに該当した場合または契約時の表明・確約に関して虚偽の申告をした場合  
暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）および次の各項目
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

#### (7) 借入者または保証人が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 上記2. の場合において、借入者が住所変更の届出を怠る、あるいは借入者が当組合からの請求を受領しないなど借入者の責めに帰すべき事由により、請求が延着したまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

### ■保証残高・契約内容等の確認について

保証契約の内容、保証の対象となる債務残高・返済状況、その他ご不明な点やご質問等がございましたら、お取引店までお問い合わせください。なお、電話等でのお問い合わせやご本人様以外の方からのお問い合わせには、お答えできませんので予めご了承ください。